

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給又は障がい福祉サービスの提供に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給又は障がい福祉サービスの提供に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和6年12月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障がい児通所給付費等の支給又は障がい福祉サービスの提供に関する事務
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障がい児通所給付費等の支給又は障がい福祉サービスの提供に関する事務として、介護給付費、障がい児通所給付費等の支給申請の受理及び支給決定等を行っている。 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児通所給付費又は特例障がい児通所給付費の支給申請の受理、給付決定、給付決定の通知 (2) 肢体不自由児通所医療費の支給 (3) 障がい児相談支援給付費及び特例障がい児相談支援給付費の支給申請の受理、支給 (4) 障がい福祉サービスの提供 (5) 高額障がい児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 (6) 負担能力の設定及び費用の徴収 (7) 障がい児通所給付決定の変更申請の受理、変更、変更の通知
③システムの名称	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム） 障がい者自立支援給付システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童通所支援受給者台帳 自立支援給付支給決定台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部 子ども家庭課
②所属長の役職名	子ども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 子ども青少年部 子ども家庭課 0466-25-1111(内)3846
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認をし、記録を残している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のある職員のみがログインでき、アクセスログが記録されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	担当部署 所属長名	福祉部 障がい福祉課 高梨 良	福祉部 障がい福祉課 安孫子 慎司	事後	人事異動のため
平成30年4月1日	担当部署 所属長名	福祉部 障がい福祉課 安孫子 慎司	子ども青少年部 子ども家庭課 田淵 裕子	事前	事務移管のため
平成30年4月1日	問い合わせ連絡先	藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	藤沢市役所 子ども青少年部 子ども家庭課 0466-25-1111(内)3846	事前	事務移管のため
平成31年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年3月28日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	田淵 裕子	子ども家庭課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月28日	Ⅳ リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	平成31年2月1日時点	令和2年1月28日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	平成26年10月1日時点	令和2年1月28日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年12月17日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う変更
令和3年12月17日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和6年12月19日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 8の項	番号法第9条第1項及び別表 8の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月19日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16、26、56-2、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 10、11、12の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表15の項	事後	番号法の改正に伴う変更
令和6年12月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数(いつの時点の計数か)	令和2年1月28日時点	令和6年11月18日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和6年12月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつの時点の計数か)	令和2年1月28日時点	令和6年11月18日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月19日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在される作業	—	十分である 複数人での確認をし、記録を残している	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため
令和6年12月19日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	十分である 権限のある職員のみがログインでき、アクセスログが記録されている。	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため